

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 6 月 30 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700051号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700034号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年7月1日から平成7年8月14日に訂正し、平成6年7月から平成7年7月までの標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

平成6年7月1日から平成7年8月14日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年7月1日から平成7年10月1日まで

私は、請求期間について、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の記録は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年8月14日付けで、平成6年10月1日の定時決定(標準報酬月額44万円)が取消処理された上で、平成6年7月1日に遡って資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者のほかに、平成6年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している者が複数確認できるところ、その全員についても、請求者と同様に平成6年10月1日の定時決定が取消処理され、遡って資格喪失の処理が行われていることが確認できる。

さらに、上記の遡及処理日において、A社は、厚生年金保険の適用事業所でないところ、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は法人事業所であることが確認でき、当該遡及処理前の記録から、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断され

る。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成6年7月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である平成7年8月14日であると認められる。

また、請求期間のうち、平成6年7月から平成7年7月までの標準報酬月額については、平成6年6月の厚生年金保険の記録及び上記取消処理前の同年10月の定時決定の記録から、44万円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、平成7年8月14日から同年10月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、請求者は、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記複数の同僚は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日以降も同社に勤務していたと回答しているものの、同社において当該期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等を所持しておらず、請求者も、当該期間の給与明細書等の関連資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間のうち、平成7年8月14日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成7年8月14日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。